

作成日 ; 2015 年 11 月 7 日

## アイルランド

特許庁等所在地

Patents Office  
Department of Jobs, Enterprise & Innovation  
Government Buildings, Hebron Road, Kilkenny,  
Ireland

Tel: 353-56-7720111

Fax: 353-56-7720100

Email: [patlib@patentsoffice.ie](mailto:patlib@patentsoffice.ie)

Website: [www.patentsoffice.ie](http://www.patentsoffice.ie)

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性の有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 出願審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

存在しません。

なお、短期特許（Short-Term Patent）として規定されています。

短期特許の主な内容

- (1) 短期特許の存続期間は、出願日から 10 年です。
- (2) 進歩性の要件は、国内特許（National Patent）とよりも緩やかです
- (3) 最初の公開は、特許付与の時に行われます。
- (4) 実体審査は行われません。

また、新規性調査報告作成の請求も採用されておりません。

但し、利害関係を有する第三者は、請求する相当な事由があることを立証することにより、報告書の作成を請求することができます。

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (9) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

実施されておられません。

### **3. 現地代理人の必要性の有無**

アイルランド国内に居所又は営業所を有していない出願人は、代理人として特許代理人を選任する必要があります。

### **4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）**

Association of Patent and Trademark Attorneys (APTMA)  
c/o Tomkins & Co.  
5 Dartmouth Road,  
Dublin 6, Ireland  
Tel: +353-1-202-6700 Fax: +353-1-660-6920  
Email: info@aptma.ie

### **5. 出願言語**

英語です。

### **6. その他関係団体（連絡先）**

不明です。

### **7. 特許情報へのアクセス方法**

[www.patentsoffice.ie](http://www.patentsoffice.ie)

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2012年9月3日までの改正法を含む1992年特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び発明者の氏名及び住所、発明の名称、優先権主張の場合にはその情報、現地代理人の氏名及び住所等を記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 発明者陳述書 (Statement of Inventor)

発明者及び特許を受ける権利に関する陳述書です。

出願人が署名し、認証は不要です。

出願日又は優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

所定の料金を納付することにより、1ヶ月の期間延長を請求することができます。

#### (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

優先日から21ヶ月以内に、翻訳者の証明書 (Certification) を添付して提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位：ユーロです。)

#### (1) 出願料金：

①通常出願 (存続期間20年) の場合	125
②短期特許出願 (存続期間10年) の場合	60

#### (2) 出願書類追加料金：

①通常出願の場合	62.50
②短期特許出願の場合	30

#### (3) 調査請求料金 (Request for Search)：

①調査請求の場合	200
②対応出願の情報を提出する場合	86

#### (4) 特許付与料金

①通常出願の場合	64
②短期特許出願の場合	30
(5)回復請求料金	125
(6)年金：	
①3年度	60
②4年度	90
③5年度	114
④6年度	134
⑤7年度	150
⑥8年度	176
⑦9年度	194
⑧10年度	220
⑨11年度	242
⑩12年度	265
⑪13年度	285
⑫14年度	311
⑬15年度	335
⑭16年度	356
⑮17年度	382
⑯18年度	408
⑰19年度	438
⑱20年度	468

短期特許の場合は、上記通常特許の料金の50%となります。

#### 4. 料金減免制度について（存在する場合）

存在するか否か不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願日、又は優先日から18ヶ月経過後出願内容が公開されます。

出願人は、早期公開を請求することもできます。

#### 7. 出願審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

出願人は、新規性調査（Novelty Search）報告の作成を請求するか、又は対応するEPC出願やPCT出願等に基づいて審査を受ける必要があります。

なお、アイルランド特許庁による実体審査は行われません。

但し、新規性等の特許要件を満たしていない発明に特許が付与された場合には、取消（Revocation）の対象になります。

### (1) 方式審査

出願後、出願日認定の要件に必要な出願手数料が納付されているか、又は所定事項が記載された書面が提出されているかについて、審査されます。

ここで、所定事項が記載された書面とは、

- (a) 特許を求める旨の表示
- (b) 出願人を特定する表示、及び
- (c) 英語による明細書、です。

出願が、上記以外の他の理由で方式的要件を満たしていないと判断された場合、方式指令を受け、所定の期間内に補正を求められます。

### (2) 出願公開

① 出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後に出願内容が公開されます。

② 短期特許の場合は、原則として特許付与の時に行われます。

### (3) 不特許事由

次の発明については、特許を受けることができません。

- (a) 発見や、科学的理論又は数学的理論
- (b) コンピュータプログラム
- (c) 情報の提供
- (d) 精神的行動のため、ゲームをするための方法や計画
- (e) 美的創作物
- (f) 公序良俗に反するおそれのある発明
- (g) 人体や動物に関し、外科や内科の治療方法や診断方法

### (4) 新規性

絶対的新規性が採用されています。

従いまして、世界のいずれかで、出願日又は優先日前に、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を有しません。

< 新規性喪失の例外 >

以下の場合、新規性喪失の例外が認められます。

- (a) 発明の公表が、秘密保持義務又は関連する契約違反の場合
- (b) 発明が不法に取得されて、公表された場合
- (c) 発明が、公に認められた国際博覧会に出品された場合

上記、新規性喪失の例外の適用を受けるためには、公表後6ヶ月以内に出願する必要があります。

(5) 新規性調査報告書 (Novelty Search)

出願人は、出願について新規性調査報告作成手続きを採る必要があります。その手続きには、次の2通りの方法が規定されています。

① 出願人の請求に基づき作成する場合：

- (a) 出願人が、出願日（又は優先日）から21ヶ月以内に、調査報告書の作成を請求する場合です。
- (b) 調査中に、発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合には、クレームに記載された最初の発明について調査が行われます。
- (c) 上記において、複数の発明が含まれていると判断された場合、最初の発明について調査報告書の発行日から1ヶ月以内に、出願人は他の発明について調査を請求することができます。
- (d) 作成された調査報告書は出願人に送付されます。

② 対応出願に基づいて行われる旨の陳述書 (Statement) の提出の場合：

- (a) 出願人が、出願日（又は優先日）から21ヶ月以内に、対応出願が英国やドイツにおいて行われている旨、又は欧州特許条約 (EPC) 若しくは特許協力条約 (PCT) に基づき行われる旨の陳述書を提出する場合です。
- (b) この場合、所定の期間内に手数料を納付するとともに、対応出願の調査報告 (Results of the Search) 又は対応出願の特許付与 (Grant of the Patent) の所定の書類を提出する必要があります。

(c) 具体的内容

(i) 対応出願が英国出願の場合：

- ・ 提出書類：出願公開及び調査報告書の写し、又は特許明細書の写し
- ・ 提出時期：出願公開又は調査報告書の受領から2ヶ月以内、又は特許明細書の公表から2ヶ月以内

(ii) 対応出願がドイツ出願の場合：

- ・ 提出書類：出願公開及び調査報告書の写し、又は特許明細書の写し
- ・ 提出時期：調査報告書又は特許明細書の公表から2ヶ月以内

(iii) 対応出願が欧州特許条約に基づく出願の場合；

- ・ 提出書類：出願公開及び調査報告書の写し、又は特許明細書の写し
- ・ 提出時期：調査報告書、又は特許明細書の公表から2ヶ月以内

(iv) 対応出願が特許協力条約に基づく出願の場合：

- ・ 提出書類：国際公開の写し及び国際調査報告書の写し
- ・ 提出時期：国際調査報告書の公開から2ヶ月以内

③ 上記書類が提出された場合は、当該書類が2ヶ月以内に公開されます。



(6) 審査

- ①調査報告が作成された場合、出願人は調査報告書の通知日から4ヶ月以内に、補正するか又は補正は不要である旨の陳述書を提出する必要があります。
- ②一方、出願人が他国の所定の調査報告又は特許明細書の形式で特許性の証拠(Evidence)を提出する場合には、通知日から4ヶ月以内にアイルランド出願のクレームを対応出願特許明細書の内容と一致させる補正をするか、又は補正は不要である旨の陳述書の提出が必要となります。

(7) 特許付与

- ①出願が拒絶又は取下げられなかった場合は、特許が付与されます。
- ②出願人は、特許付与の通知から4ヶ月以内に特許付与料金を納付する必要があります。  
なお、この期間は請求により3ヶ月延長を求めることができます。
- ③特許付与料金が納付された場合、特許証が発行され特許付与の旨が公報に公告されます。

(8) 不服申立て

特許庁長官の決定に対して、決定の日から3ヶ月以内に裁判所(High Court)に抗告することができます。

(9) 分割出願

調査において、発明の単一性を満たしていないと判断された場合、調査報告書の写しの発行日から4ヶ月以内に補正することができ、その補正の日から2ヶ月以内に分割出願をすることができます。

(10) 第三者による情報提供

規定されておられません。

(11) 異議申立て

規定されておられません。

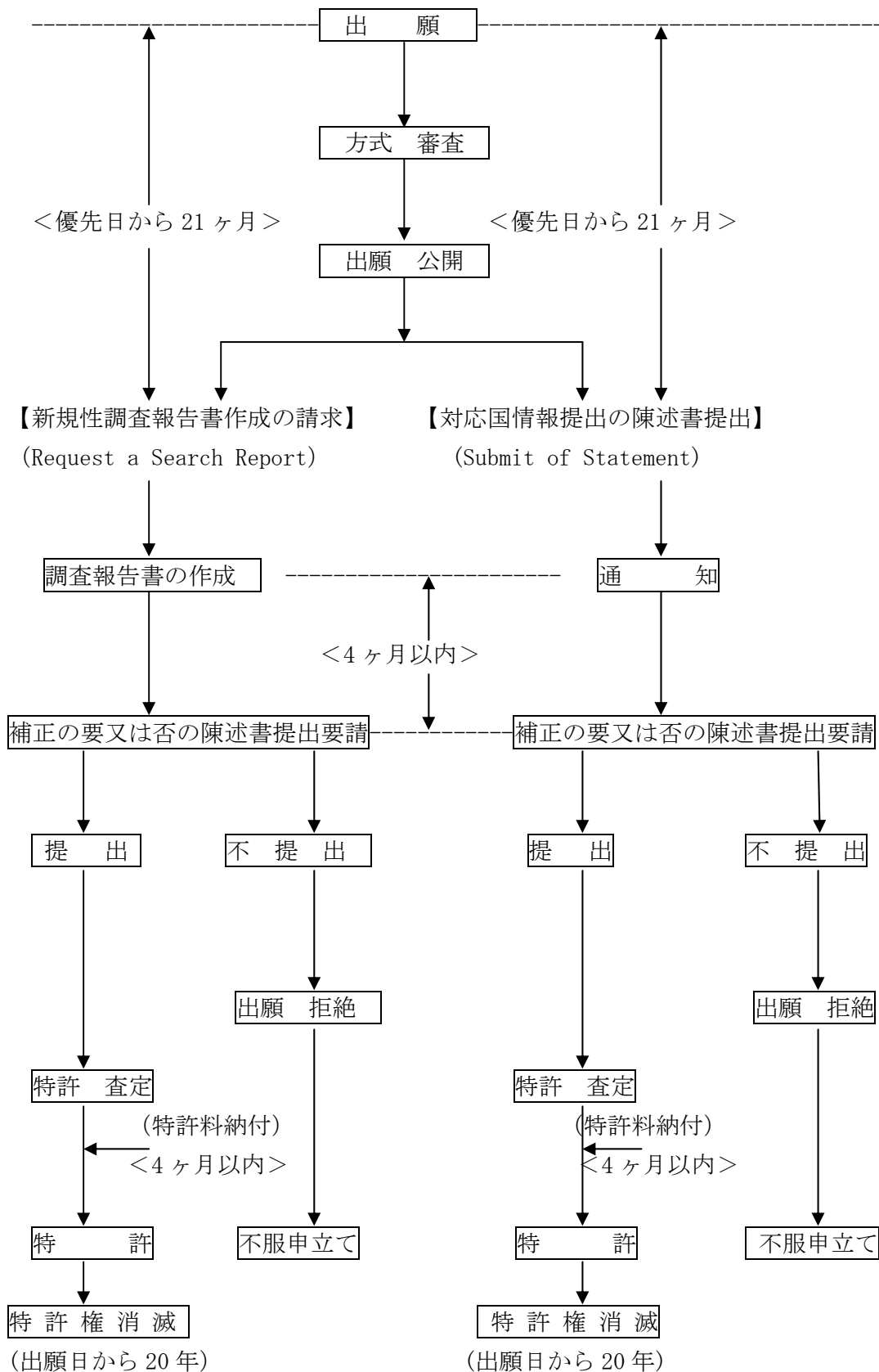
(12) 無効又は取消 (Nullity)

上述しましたように、アイルランド出願は特許庁での独自の実体審査が行われません。瑕疵ある特許権が発生した場合には、原則として、何人もその特許の取消を請求することができます。

主な取消理由は次の通りです。

- ①特許が新規性の要件を満たしていなかった場合
- ②明細書の記載が不十分であった場合
- ③クレームに記載された発明が、明細書に記載された開示範囲を超えている場合
- ④特許権者が特許を受ける権利を有していなかった場合

出願から特許までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、出願日から 20 年です（短期特許は出願日から 10 年）。  
特許権は、特許日から発生します。
- (2) 出願維持年金を出願日から 3 年度目分から納付する必要があります。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続きの概要（国内段階移行期限等）

- (1) PCT 出願からアイルランド国への国内段階移行出願をすることはできません。
- (2) PCT 出願からの場合は、EPC 国内段階移行手続きを行い、その EPC 出願においてアイルランドを指定して、EPC 出願が特許になった場合に、アイルランド国における特許の有効化を図る必要があります。

## 11. 留意事項

- (1) 出願から特許までの手続きにおいて触れましたように、アイルランドでは新規性調査請求制度を導入しております。  
この新規性調査の請求は、優先日から 21 ヶ月以内にする必要がありますので、その期限管理には十分留意して下さい。
- (2) PCT 出願によりアイルランド国において発明の保護を求める場合には、EPC 国内段階移行出願を経由し、その EPC 出願においてアイルランド国を指定する必要があります。PCT 出願から直接アイルランド国移行出願は認められておりませんので、留意して下さい。
- (3) EPC 特許をアイルランド国における特許の有効化における留意事項  
EPC 出願がドイツ語又はフランス語で特許となった場合、従来はアイルランドで有効化を図るためには、英語による翻訳文を提出する必要がありました。しかし、2012 年 2 月 1 日の法律により改正されました 1992 年法において、アイルランド国がロンドン協定に加入したために、英語の翻訳文の提出が不要となりました。

## **意匠制度**

### **1. 現行法令について**

2001年の改正意匠法、及び2010年の改正意匠規則が適用されています。

### **2. 意匠出願時の必要書類**

#### (1) 願書 (Request)

出願人の氏名・名称及び住所、創作者の氏名及び住所、優先権を主張する場合には、第一国出願の情報、現地代理人が送達を受けるための氏名及び住所等を記載します。

#### (2) 意匠を表す物品の図又は写真 (Drawings & Photograph)

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

提出は不要です。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合に提出が必要です。

#### (5) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

要求された場合に提出が必要です。

この場合、宣誓された英訳文 (Attested English Translation) の提出が必要となります。

### **3. 料金表 (単位：ユーロです。)**

(1) 出願料金	70
(2) 公告の繰延べ請求料金 (30ヶ月まで)	35
(3) 意匠権の更新申請料金	
① 2回目の5年間に付き	50
② 3回目の5年間に付き	70
③ 4回目の5年間に付き	80
④ 5回目の5年間に付き	100
(4) 回復請求料金	125
(5) 無効請求料金	125

### **4. 料金減免制度について (存在する場合)**

存在するか否か不明です。

## 5. 実体審査の有無

登録性について実体審査が行われます。

## 6. 出願公開制度の有無

採用されておりません。

登録の際に、登録意匠が公告の繰延請求がされていない場合、意匠が公表されます。

## 7. 審査請求制度の有無

採用されておりません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

1の出願において、ロカルノ協定の同一クラスに属していることを条件として、100個までの複数意匠を出願することができます。

出願されますと、特許庁は方式的要件及び登録性自体について審査を行います。

### (1) 不登録事由

登録されるためには、意匠は新規性を有し及び独自性（Individual Character）を有することが必要です。

また、登録可能な意匠は、製品自体の特徴、特に線、外郭、色彩、形状や材質等とされています。

従いまして、上記意匠に該当しない場合は、登録を受けることができません。

例えば、

- ①意匠の定義に該当しない意匠の場合
- ②公序良俗に反する恐れのある意匠の場合
- ③新規性や独自性を満たしていない意匠の場合
- ④製品の技術的機能によってのみ決定される外観的特徴の意匠の場合

### (2) 新規性

意匠は、出願日（又は優先日）前に、出願に係る意匠と同一の意匠が公衆に利用可能とされていない場合は、新規性を有します。

なお、意匠が公衆に利用可能とされている意匠と重要でない細部において異なっているに過ぎない場合は、同一の意匠とみなされます。

一方、意匠は、そのユーザーに与える全体的な印象が、その意匠登録出願前又は優先日前に、公衆に利用可能とされている別の意匠が、ユーザーに与える全体的な印象と異なっている場合は、別個の特徴を有するとみなされます。

#### < 新規性喪失の例外の適用 >

出願日（優先日）前に、公衆が公表、展示又は使用により利用可能となった意匠

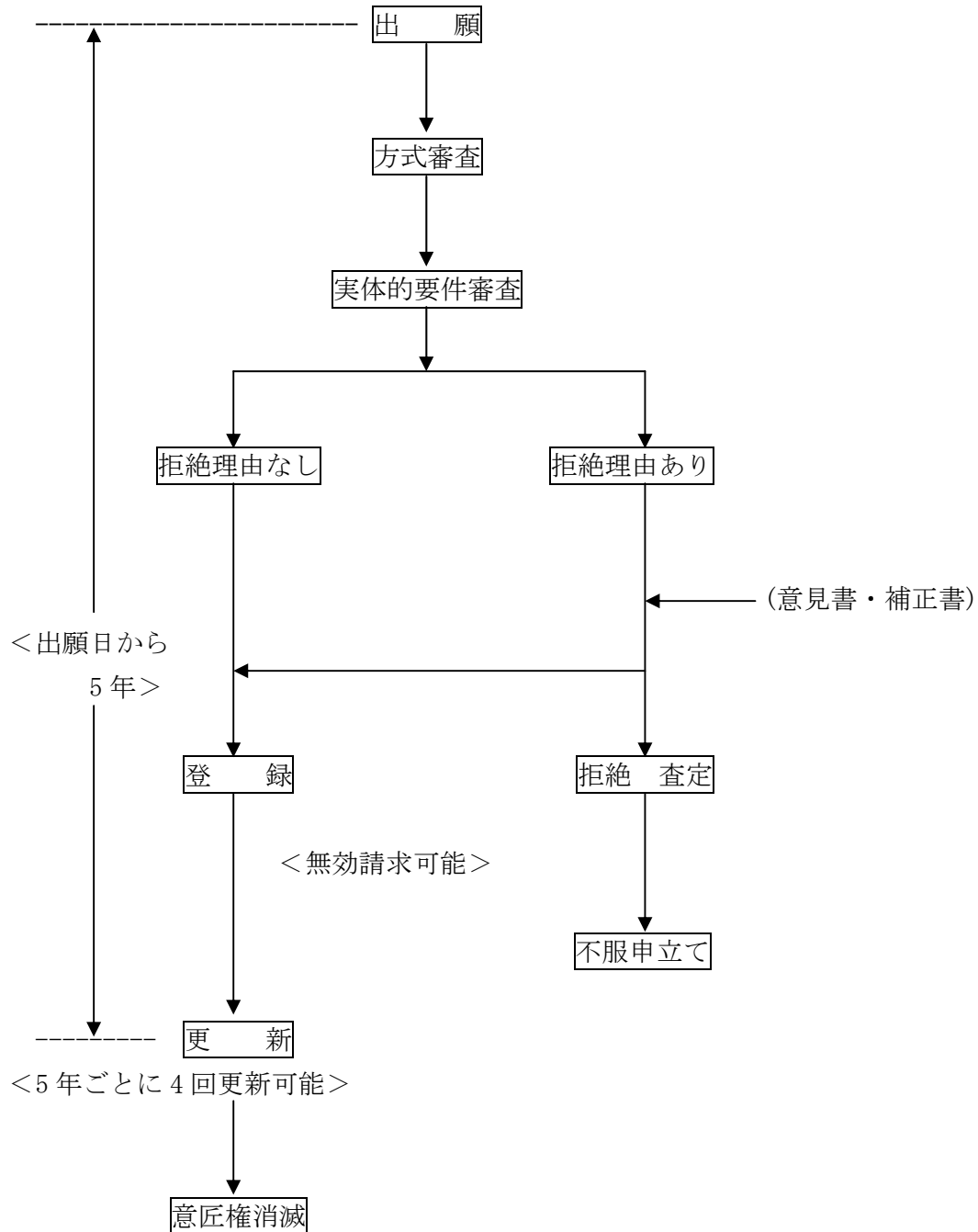
は新規性を有しませんが、次の意匠は除外されます。

- ①欧州経済領域（EEA）において関係する特定分野（Specializing in the area concerned）事業を行う者が、通常の業務過程において、出願日又は優先日前に合理的に知り得なかった開示の場合
- ②守秘義務に基づく開示の場合、又は
- ③出願日又は優先日前、12ヶ月以内における意匠登録を受ける権利を有する者による開示の場合

(3) 審査

- ①実体審査の結果、例えば、出願に係る意匠が上記不登録事由に該当する場合、新規性や独自性がない場合、又は先の意匠と抵触する等の場合、特許庁長官は拒絶理由を通知します。
- ②上記拒絶理由通知を受けた出願人は、指定期間内に意見書や補正書を提出し、拒絶理由を解消することができます。
- ③上記補正書等の提出により、拒絶理由が解消された場合、出願は登録されます。
- ④一方、上記補正書等の提出によっても拒絶理由が解消されていないと判断された場合、出願は最終的に拒絶されます。
- ⑤出願が最終的に拒絶された場合、特許庁長官の決定日から3ヶ月以内に高等裁判所（High Court）に抗告することができます。  
なお、異議申立制度は採用されておりません。

# 出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 存続期間は、出願日から5年です。

5年ごとに4回更新することができ、最長25年間となります。

(2) 更新手数料は、存続期間満了後6カ月以内に納付することができます。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

## 11. 留意事項

(1) 意匠とは、製品自体又は装飾の特徴、特に線、外郭や色彩、形状から生じる製品の全体又は部分（the whole or a part of a product）の外観であると定義されております。

また、製品とはあらゆる工業上又は手工業製品を意味し、完成品に組み込まれることを意図する部品や包装、図形標識及びタイプフェースを含むとされております。

但し、コンピュータプログラムは含まれません。

(2) 無効及び取消（Nullity & Lapse）

意匠登録後、利害関係を有する者は登録要件（新規性や独自性等）を満たしていないことを理由として、特許庁長官に無効（Invalidation）を請求することができます。

(3) アイルランドにおいては、EC意匠登録（EU Design Registration）によっても意匠の保護を受けることができます。

(4) 意匠権の存続期間の更新申請を所定の期間内にできなかった場合、失効した意匠権に対して、所定期間内に特許庁長官に権利回復の申請をすることができます。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

2012年2月1日までの改正を含む改正商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の氏名及び住所、商標の見本、登録を求める商品又は役務及び区分、優先権主張の場合はその情報、代理人の氏名及び住所等を記載します。

#### (2) 商標の表示物 (Mark)

文字商標の場合は要求されません。

立体商標の場合は商標の写真又は図示による表示物。

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

提出要求された場合に提出する必要があります。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

### 3. 料金表 (単位：ユーロです。)

#### (1) 出願料金

① 1区分当たり 70

② 追加区分料金 (1区分当たり) 70

(2) 期間延長料金 (1ヶ月当たり) 30

(3) 登録料金 177

(4) ヒヤリング (Hearing) 申請料金 60

#### (5) 更新料金

① 1区分当たり 250

② 追加区分料金 (1区分当たり) 125

(6) 無効・取消請求料金 125

(7) 商標権の権利回復料金 125

### 4. 料金減免制度について (存在する場合)

減免制度が存在するか否か、不明です。

### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

## 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。  
出願公告後に、出願内容が公表されます。

## 7. 審査請求制度の有無

全ての出願が審査の対象とされますので、審査請求制度は採用されておりません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

一出願多区分制が採用されております。

出願されますと、方式的要件及び登録要件（絶対的理由及び相対的理由）について審査された後に、出願公告、異議申立て、拒絶理由通知、拒絶査定等の手続きでもって進められます。

### (1) 方式的審査

出願後、出願書類が様式上の要件を満たしているか否かについて審査されます。

### (2) 登録・不登録事由（絶対的理由及び相対的理由）

① 図示的に表示することが可能であり、自己の使用する標識を他の事業者の商品やサービスから識別可能な標識は、登録を受けることができます。  
例えば、言語、図案、文字、数字、商品等の形状、立体商標、スローガン、色彩、音響 (Sound & Tonalities) や芳香商標 (Fragrance marks, Scent marks) も識別性を有する場合には、登録を受けることができます。

### ② 絶対的理由

絶対的理由とは、商標の本質的要件である識別力を有するか、法律に反するか否か等の観点から登録を拒絶する理由です。

以下の標章が該当し、登録を受けることができません。

(a) 図示的に表現することができない標識の場合

(b) 商品の質や種類、量、原産地や製造時期等、取引において使用される標章の場合

但し、出願前の使用により、識別力を獲得している場合には登録を受けることが可能です。

(c) 専ら、現在の言語又は取引界において確立され一般的になっている標章の場合

但し、当該標章が出願前の使用により、識別力を獲得している場合には登録を受けることが可能です。

- (d) 道徳に反する標章や商品等の性質、品質や原産地について公衆を欺瞞するおそれのある標章の場合
- (e) アイルランド国の紋章及びそれに類似する標章、又条約国の国旗又はその国旗を模倣する標章の場合  
但し、担当大臣等の許可を得た場合は除かれます。

### ③相対的理由

相対的理由とは、他人の商標と抵触する等の理由により登録が除外される理由をいいます。

- (a) アイルランド国において、同一の商品等について既に登録されている先願の登録商標を同一の商標の場合
- (b) 同一の商品等について共同体商標として既に登録されている先願の登録商標と同一の商標の場合
- (c) アイルランド国や共同体商標として既に登録されている商標と類似する商標であって、先願登録商標の商品等と類似する商品等について使用する商標の場合であって、公衆が混同を生じるおそれのある商標の場合
- (d) 著名な先願の商標と同一又は類似する商標であって、当該著名商標を不当に利用する又は害するおそれのある範囲内のものは、適用される商品等の如何に拘わらず、登録を受けることはできません。

なお、先願登録商標と抵触する商標であっても、先願商標権者の同意を得ることにより、後願者は登録を受けることができます（Consent 制度の採用です）。

### ④実体審査手続き

- (a) 登録要件を審査した後、要件を満たしていない場合又は特許庁長官が権利放棄や制限を求める場合、書面で通知し出願人は当該通知書に対して応答する機会が与えられます。  
上記通知書に対して指定期間内に応答しなかった場合、出願は拒絶されます。
- (b) 一方、登録要件を満たしていると判断された場合、出願認容通知 (Notice of Acceptance of the Application) が発行されます。
- (c) 出願が認容されると、公報にその旨が公告され、公告日から3ヶ月以内に第三者は異議申立てをすることができます。
- (d) 上記3ヶ月以内に異議申立てがなかった場合、又は異議申立ての審理の結果、異議申立ての理由がないと判断された場合、出願は登録されます。
- (e) 上記の場合において、特許庁長官の料金納付指令から2ヶ月以内に登録料を納付しなければなりません。  
登録料を納付することにより、商標が登録され登録が商標公報に公告さ

れと、出願人に登録証が発行されます。

(3) 異議申立て

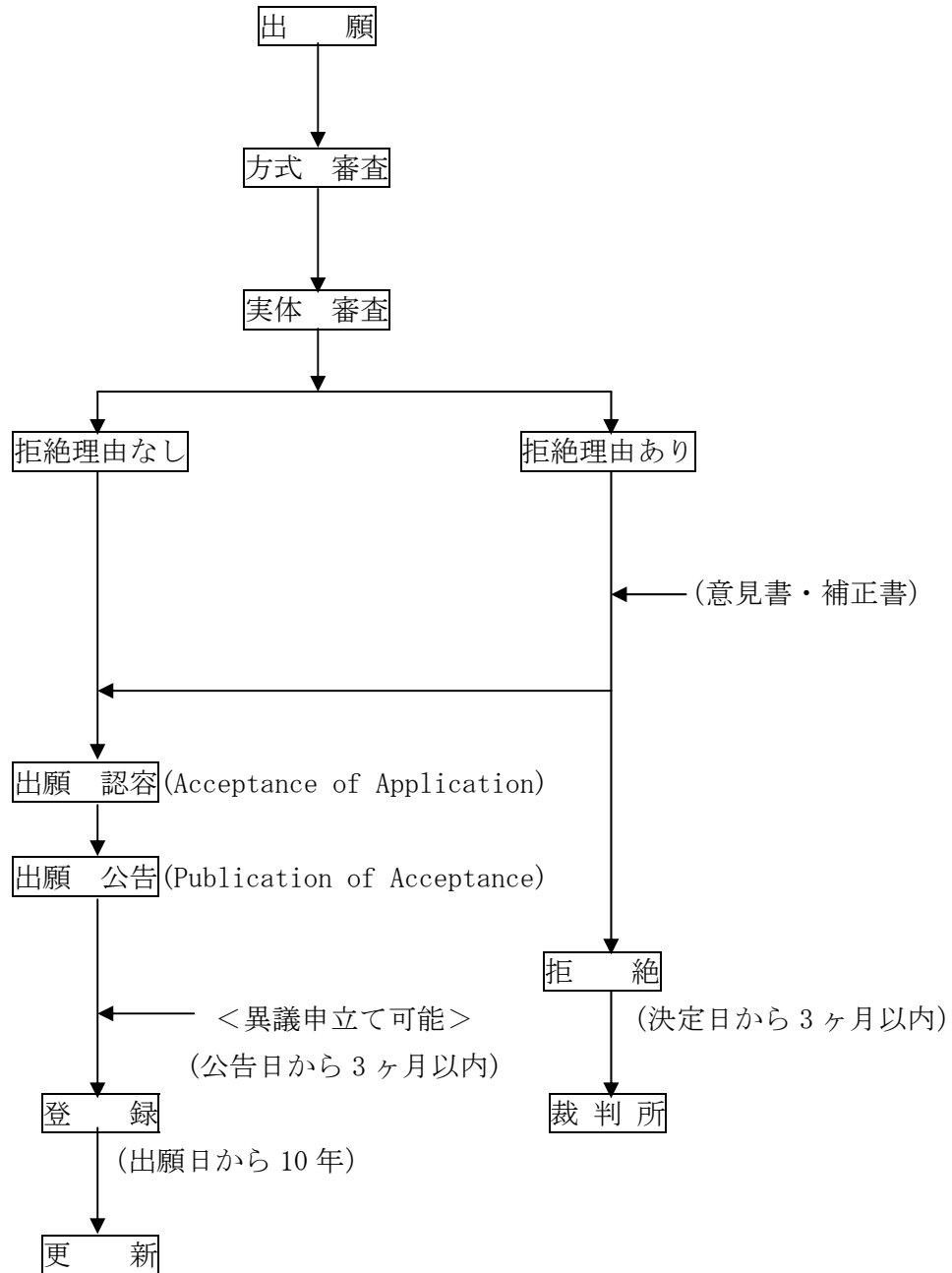
- ① 上述しましたように、出願公告 (Date of Publication) から 3 ヶ月以内に異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立書の副本が出願人に送付され、出願人は送付された日から 3 ヶ月以内に、答弁書を提出することができます。  
なお、出願人が答弁書を提出しなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。
- ③ 答弁書の副本は異議申立人に送付され、異議申立人は当該答弁書に対して弁駁書を提出することができます。
- ④ その後、必要に応じて更なる答弁書や弁駁書の提出が行われた後に、特許庁長官により異議決定が行われます。

(4) 分割出願

出願が認容 (Acceptance of the Application) されるまで、分割出願をすることができます。

また、出願が認容された後でも、異議申立てがあつた場合には、答弁書を提出することができる時に分割出願をすることができます。

## 出願から登録までのフローチャート



### 9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 出願日から10年です。10年ごと更新することができます。

権利は、登録により発生します。

(2) 更新は、存続期間満了前6ヶ月以内に（あるいは満了後6ヶ月以内の猶予期間に追加手数料を支払って）することができます。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時における商標の使用義務はありません。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、言葉、図形、文字、数字、商品や包装の形状、色彩、音響等であって、他の事業の商品又はサービスから識別できる標識と、定義されています。
- (2) 保護対象となる商標
  - ① 立体商標、② 団体商標、③ 証明商標、④ 色彩商標、⑤ 音響商標、⑥ 芳香商標
- (3) 保護されない商標
  - ① 連合商標、② 防護商標

## 12. 留意事項

- (1) 登録商標の使用

登録商標が商標の公告の日から 5 年以内に使用されていない場合、又は継続して 5 年以上使用されていなかった場合には、原則として取消の対象になります。
- (2) 国際商標登録による保護

アイルランドは、マドリッド議定書（マドプロ）の加盟国です。  
従いまして、アイルランド国を指定することにより国際商標登録により保護を求めることができます。
- (3) 広域商標登録による保護

上記以外に、アイルランドを含む EU 全ての国について拡張される、共同体商標登録制度に基づく欧州共同体商標の登録により、アイルランドにおいて商標の保護を受けることができます。